## 告 示

## 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和元年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

令和元年七月十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

一 道路の種類 県道

路線名練馬所沢線

三 道路の区域

| 新<br>B             | 新<br>A | 旧<br>A                       | 旧新     |
|--------------------|--------|------------------------------|--------|
|                    | 71     | 11                           | 別      |
| 番三地先まで番三地先まで番三地先まで | 番二地先まで | 地先から同市新堀二丁目二四〇新座市新堀二丁目一四〇三番七 | 区間     |
| 一八・〇〇~             | 11.00  | 三<br>·<br>八<br>四<br>〈        | 敷地の幅員  |
| 三十・三〇田             | 六五五・八〇 | Ĺ                            | (メートル) |
| 旧道の一部は、新座市に引き継ぐ予定。 |        | 備考                           |        |